

現況届の提出を  
忘れずに

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入のうえ、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されません。ご注意ください。

【制度内容】

**支給対象**  
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にいる児童を養育している方。

**支給期間**

原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

**支給月額**

◆3歳未満 1万5千円（一律）

◆3歳以上小学校修了前 1万円  
（第3子以降※ 1万5千円）  
◆中学生 1万円（一律）

ただし、児童を養育している方の所得が限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。（所得制限は表を参照）

※18歳以下の養育している子から第1子と数えます。  
（この場合の18歳とは当該年度の3月末までに満18歳となる子のことをいいます。）

扶養親族などの数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

**支給時期**

原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。  
※公務員の方は、職場での手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係  
☎0824・73・11192  
各支所市民生活室・地域振興室  
（西城支所は、しあわせ館内）

母子保健

だより

『赤ちゃんが絵本にふれあう活動』

庄原市立図書館では、「庄原市子ども読書活動推進計画」に基づき、赤ちゃんのころから絵本にふれあう機会をつくることで、家庭での読み語りや読書のきっかけをつなげるため「赤ちゃんが絵本にふれあう活動」を行っています。

この活動では、赤ちゃんとその家族が絵本に親しめるよう、「4カ月児育児相談」や「1歳6カ月児健診」などを受診する乳幼児を対象に、絵本をプレゼントしています。

プレゼントする絵本は、庄原市立図書館と地域で活動をされているおはなしボランティアの皆さんとで「子どもたちに小さいころから良い本に出会ってほしい」という気持ちを込めて選んでいます。ぜひ家族で赤ちゃん絵本を楽しんでみてください。

本年度から、1歳6カ月児健診でも絵本のプレゼントを行っています！



また、庄原市立図書館では赤ちゃん向けの絵本から大人向けの書籍まで、たくさんのお本を取りそろえています。本を借りるには図書館利用者カードが必要です。氏名の確認ができる保険証などをお持ちのうえ、庄原市立図書館（本館・分館）のカウンターでカードの申請をしてください。

本の貸し出し上限冊数は、1回に8冊まで（うち視聴覚資料は3点まで）で、貸出期間は2週間です。ぜひ図書館をご利用ください。



庄原市立図書館（本館）  
☎0824・72・11159